

令和2年6月18日

学生・教職員の皆様へ

国立大学法人上越教育大学長

(危機管理対策本部 本部長)

川崎直哉

県をまたぐ移動の制約解除について(通知)

新潟県による県をまたぐ移動の制約解除に伴い、令和2年6月19日(金)から、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との間の移動の制約を解除します。

これに伴い、それらの地域から新潟県に戻った日から14日間の健康観察期間は必要ないものとします。

各位におかれましては、油断することなく、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い等の「新しい生活様式」の実践等による感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、当分の間は、これまでと同様に毎日体温測定を行い、別紙「健康状態確認票」に記入(他県に移動した際は備考欄に行動を記録)するとともに、必要に応じて提出を求めることとしますので、引き続き御協力をお願いします。

担当：総務課総務チーム(法規担当)

メール：houki@juen.ac.jp

電話：025-521-3212